

公 平 委 員 会 臨 時 会 次 第

日 時 平成31年2月19日(火)

午前10時

場 所 朝霞市役所 選挙管理委員会室

1 開 会

2 報 告

(1) 平成30年度 実績報告について

(2) 平成31年度 関係団体の研修会等の予定について

3 その他

4 閉 会

平成30年度 公平委員会実績報告

1 公平委員会事務

① 地方公務員法第8条第2項に定められている事務

| | 事 務 | 件数 |
|---|--|----|
| 1 | 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること | なし |
| 2 | 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること | なし |
| 3 | 職員の苦情を処理すること | 3件 |
| 4 | 法律に基づきその権限に属せしめられた事務 | なし |

② 再就職者からの要求についての届出（地方公務員法第38条の2第7項） なし

2 職員苦情相談の実績

①・受付方法 電話

- ・内容 職場内での連絡体制・職員配置について
- ・事務職員の対応
 - 1回目 本人の意向により、概要を所属課に伝達。
 - 2回目 本人の意向により、所属課に事実確認し、本人への説明を依頼。
- ・その後の状況 所属課から経緯・改善点を説明した旨の報告あり。

②・受付方法 電話

- ・内容 パワーハラスメントの相談方法について
- ・事務職員の対応
相談の聞き取り。相談方法を検討し、後日回答することとする。
- ・その後の状況 本人からその後の連絡はなし

③・受付方法 面談及び電話

- ・内容 人事制度について
- ・事務職員の対応
 - 1回目 本人の意向により、疑問点について職員の名は伏して担当課に照会することとする。
 - 2回目 疑問点を回答。本人の意向により、新たな疑問点について職員の名は伏して担当課に照会することとする。
 - 3回目 電話により本人に担当課の回答を伝達。本人が担当課に相談をしに行くとのこと。
- ・その後の状況 本人からその後の連絡はなし

3 職員への周知

① 苦情相談制度の周知

職員に対し、別紙のチラシを庁内メールにより配信
平成30年5月・11月

② 再就職者から依頼等を受けた場合の届出の周知

職員に対し、別紙の通知を庁内メールにより配信
平成30年11月（平成31年3月に再周知の予定）

4 関係団体の研修会等

① 全国公平委員会連合会

(1) 本部研究会

平成30年7月12日、13日 港区
藤原委員長（2日間）

(2) 通常総会

平成30年10月26日 港区
藤原委員長

② 全国公平委員会連合会関東支部

(1) 総会及び第1回研究会

平成30年5月14日 宇都宮市
藤原委員長

(2) 第2回研究会

平成30年10月12日 宇都宮市
藤原委員長

③ 埼玉県公平委員会連合会

(1) 役員会

平成30年4月4日 越谷市
藤原委員長

(2) 総会及び研究会

平成30年5月9日 三芳町
藤原委員長、川島委員、須崎委員

平成31年度 公平委員会関係団体の研修会等の予定

○埼玉県公平委員会連合会 総会・研究会
詳細未定

○全国公平委員会連合会関東支部 総会及び第1回研究会
平成31年5月13日(月) 午前11時20分～午後3時
浦安市 浦安ブライトンホテル東京ベイ

○全国公平委員会連合会 研究会
平成31年7月11日(木)、12日(金) 2日間
港区 笹川記念会館

○全国公平委員会連合会関東支部 第2回研究会
平成31年10月11日(金)
浦安市 浦安ブライトンホテル東京ベイ

○全国公平委員会連合会 通常総会
平成31年10月25日(金)
港区 笹川記念会館

職員の皆さんへ

公平委員会が行っている苦情相談の制度をご存知ですか？

苦情相談制度とは…

公平委員会では、職員の皆さんが勤務条件、その他人事管理に関する悩み等を解消することにより、安心して仕事に専念できるよう苦情相談に応じています。

相談することができる方は一般職の職員で、条件付採用期間中の職員、非常勤職員、臨時的任用職員を含みます。

ただし、企業職員、技能労務職員、地方公務員法に定められている特別職は対象となりません。

相談できる内容は…

給与、手当、勤務時間、休暇等の勤務条件、いじめ、いやがらせといった執務環境に関する悩みなど、職場の人事管理について相談することができます。

ただし、個人や家庭の問題などは相談の対象ではありません。

苦情相談がある場合は…

はじめに、事務職員（職員相談員）が相談に応じます。相談は原則として職員本人に限られ、代理人等による相談には応じていません。

相談内容により助言等のほか、必要に応じ相談者の了解のもとに関係者に対し事情聴取、照会、その他の調査を行い、関係当事者に対し、指導、あっせん等を行います。

なお、相談に関する秘密は厳守します。

問合せ

朝霞市公平委員会

市役所 別館4階45番（選挙管理委員会事務局内）

直通463-2444 内線2412

E-mail senkan@city.asaka.lg.jp



事 務 連 絡

平成30年11月1日

職 員 各 位

朝霞市公平委員会

再就職者から依頼等を受けた場合の届出について（通知）

地方公務員法第38条の2では、職務の公正な執行と公務に対する住民の信頼を確保するため、離職後に営利企業等に再就職した元職員が、離職前に在職していた地方公共団体の現職の職員に対し、当該営利企業等と在職していた地方公共団体との間の契約事務等について、職務上の行為をするよう又はしないように要求・依頼をすることを禁止しています（別添資料を参照してください。）。このような要求・依頼を再就職者から受けた職員は、同条第7項において、公平委員会に届け出ることが義務付けられています。

つきましては、このような要求・依頼を受けた職員は、別紙「職員の退職管理に関する規則」の定めるところにより、随時、公平委員会に届け出るようお知らせします。

担当 公平委員会事務職員 高田・宮野

内線 2412

直通 463-2444

朝霞市公平委員会規則第3号

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第7項の規定に基づき、同項に規定する再就職者からの要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた職員による届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手續)

第2条 法第38条の2第7号の規定により、依頼等を受けた職員は遅滞なく公平委員会に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（別記様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

朝霞市公平委員会委員長 宛て

地方公務員法第38条の2第7項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

| | |
|---|------------|
| ふりがな | 生年月日（年齢） |
| 氏名 ㊟ | 年 月 日生（ 歳） |
| 所 属： | 職 名： |

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

| | |
|-------------------|-----------------------|
| ふりがな | 要求又は依頼が行われた日時 |
| 氏 名 | 年 月 日 時 |
| 再就職者が勤務する営利企業等の名称 | 営利企業等における再就職者の地位（役職等） |
| 離職時の所属： | 離職時の職名： |

3 要求又は依頼の内容

1. 元職員による働きかけの規制(第38条の2関係)①

- 1 離職後に営利企業等※1に再就職した元職員(=再就職者)は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等※2の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人与在職していた地方公共団体との間の契約等事務※3について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼すること(=働きかけ)が禁止されます。
- 2 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。
- 3 規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会(公平委員会)にその旨を届け出る義務があります。

《働きかけの規制の基本型》

営利企業等に 再就職した元職員

営利企業に再就職した
元職員



非営利法人に再就職した
元職員



離職後2年間に、契約等事務であって
離職前5年間の職務に関する働きかけをすること

現職職員

元職員が在職していた執行機関の
組織等の職員



※1: 営利企業等

営利企業及び非営利法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。)のことをいいます。

※2: 地方公共団体の執行機関の組織等

再就職者による働きかけが禁止される職員の範囲を確定するための組織上の単位(グループ)です。具体的には、首長部局、都道府県警察本部・警察署、教育委員会・学校、特定地方独立行政法人などのようにグループ分けされます。

※3: 契約等事務

①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人与在職していた地方公共団体との間で締結される契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務のことをいいます。

1. 元職員による働きかけの規制(第38条の2関係)②

◎ 在職中のポストや職務内容による規制範囲の違い

| 規制の主体 | 禁止される働きかけの内容 | 規制期間 |
|------------------------------------|--|---------|
| 全ての再就職者 | 離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第1項》 | 離職後2年間 |
| | 在職中に自ら決定した※1契約・処分に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第5項》 | 期間の定めなし |
| 地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長※2の職に就いていた再就職者 | 離職前5年より前に直近下位の内部組織の長の職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第4項》 | 離職後2年間 |
| 国の部課長級相当職※3に就いていた再就職者 | 離職前5年より前に国の部課長級相当職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第8項》※4 | 離職後2年間 |

★ 例えば、離職前5年より前に、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に就いていた再就職者は、離職前5年間の職務に関する働きかけに加えて、当該内部組織の長の職に就いていたときの職務に関する働きかけが禁止されます。

※1:「自ら決定した」とは最終決裁権者となった場合をいいます。

※2:「地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長」には、都道府県の部長、政令市の局長などが該当します。

※3:「国の部課長級相当職」には、都道府県、政令市、中核市などの次長、課長などが該当します。

※4: 国の部課長級相当職に就いていた再就職者による働きかけの規制は、法の趣旨を踏まえ、地方公共団体が組織の規模その他の事情に応じて、導入することになります(条例で規制)。

5. 退職管理に係る規制違反に対する制裁措置

| | 規制違反の内容 | 制裁措置 |
|------------|--|--|
| 元職員による働きかけ | 元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合※ (※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。) | 10万円以下の過料 (第64条) |
| | 元職員が現職職員に対して、不正な行為をするよう働きかけた場合 | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第60条第4号から第7号まで) |
| | 職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合 | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第60条第8号) |
| | 職員が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会(公平委員会)へ届け出なかった場合 | 懲戒処分の対象 (第38条の2第7項違反) |
| 再就職あつせん | 職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合 | 3年以下の懲役 (第63条第1号及び第2号) |
| 求職活動 | 職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合 | 3年以下の懲役 (第63条第1号及び第2号) |